## ☆障害福祉サービスに関する独自基準☆

サービスの種類	項目	(国の)省令の基準	県で定めた基準
すべてのサービス	事故防止対策	利用者に事故が発生した場合必要な措置を講じる	左記に追加して、事故の防 止に関する措置を講ずるよう 努めること
すべてのサービス(訪 問系サービスを除く)	非常災害対策	消火設備等を設け、 具体的計画を立てる とともに、定期的に 必要な訓練を行う	左記に追加して、非常用食料 等非常災害時に必要な物資の 備蓄に努めること
・生活介護 ・自立訓練 ・就労移行支援	訓練・作業室	訓練又は作業に支障 がない広さを有する こと	訓練・作業室の面積は、定員 一人当たり3. 3㎡以上
• 就为移行又接	静養室	(該当なし)	静養室を設けること
・生活介護 ・自立訓練(機能訓練)	医務室	(該当なし)	医務室を設けること